

虐待の防止のための指針

1. 虐待の防止に関する基本的な考え方

高齢者に対する虐待は、高齢者の尊厳を脅かす深刻な事態であり「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）に示すとおり、その防止に努めることは極めて重要である。当事業所では、同法に基づき、虐待の未然防止、早期発見・迅速かつ適切な対応等に努めるとともに、虐待が発生した場合には適正に対応し再発防止策を講じる。職員一人ひとりが利用者への虐待は人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、業務にあたることとする。

2. 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項

(1) 虐待防止委員会の設置

高齢者の権利擁護、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討することを目的として、「虐待防止委員会（以下、委員会）」を設置する。

(2) 委員会の構成

委員会の構成委員は、管理者、計画作成担当者、看護師、介護職員、その他管理者が必要と認めた職員（外部の第三者委員も含む）とする。必要に応じて、高齢者虐待対応市窓口（高萩市高齢福祉課）に相談・助言を求める。委員会の責任者として委員長を置き、これを管理者が務める。

【構成員ごとの役割】

構成員	役割
管理者	責任者 虐待の防止に向け強い決意を表明しリーダーシップを発揮していく
計画作成 担当者	受付担当 虐待の防止に向け情報収集および体制づくりをおこなう 日常の相談業務から虐待の防止に必要な情報を集約し他職種と共有する 利用者や家族等への説明、相談対応
看護師	身体的虐待等早期発見に向けての体制づくりをおこなう 医療的ケア等に関する検討
介護職	虐待の防止に向けて現場で発生する問題や課題の解決にあたる 日常の介護業務から虐待に必要な情報を集約し他職種と共有する
第三者委員	第三者かつ専門家の観点からの助言

(3) 委員会の開催

委員会は毎月の職員会議時に同時開催とする。また、虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催する

(4) 委員会における検討事項

- ① 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ② 虐待の防止のための指針の整備・見直しに関すること
- ③ 虐待の防止のための職員研修の内容・企画運営に関すること
- ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、高萩市へ通報が迅速かつ適切に行えるための方法に関すること
- ⑥ 虐待が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

(5) 職員への周知方法

委員会で検討された内容に関しては、職員会議及び各部署会議やリスクマネジメント検討委員会へ伝達し周知をする。

3. 虐待防止のための職員研修に関する基本的方針

(1) 職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とする。

(2) 研修は年2回以上実施することとする。また、新規採用時には別途虐待防止のための研修を実施する。

(3) 研修の実施については、実施内容や出席者名簿等を記録し、保管する。

4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

(1) 虐待を疑う場面に遭遇した場合や、虐待と認められる行為等を発見した場合、通報義務が発生するため、速やかに高齢者虐待対応市窓口（高萩市高齢福祉課）等に通報する。

(2) 緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

(1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。

(2) 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。

(3) 事業所内で虐待等が疑われる場合は、受付担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。

(4) 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。

(5) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、社会福祉協議会、市の関係窓口を案内する等の支援を行う。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告する。苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

当該指針の閲覧に関しては、利用者、ご家族、職員等がいつでも自由に閲覧できるようにする。

9. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

10. 指針の見直し

本指針等は委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

附則

この指針は、令和5年8月1日より施行する